

GlobalSign 依拠当事者規約

GlobalSign 依拠当事者規約（以下「本規約」といいます）は、ベルギー法人たる GlobalSign NV（以下「GS」といいます）が発行した電子証明書ステータスについて、利用者またはその他第三者で当該電子証明書を依拠した者（以下総称して「依拠当事者」といいます）が GMO グローバルサイン株式会社（以下「当社」といいます）に照会をかけること条件を定めたものです。

依拠当事者は、電子証明書の有効性を検証する前、当社の電子証明書失効リスト（以下「CRL」といいます）を利用する前、または、当社に電子証明書に関する問い合わせをする前に本規約を必ずお読みください。

第1条（定義）

本規約中で使われている用語は、特段の定めがない限り、以下の意味を有するものとします。

- 1) 「CPS」とは、<https://jp.globalsign.com/repository/>から入手可能な、当社の認証業務運用規程（Certification Practice Statement）をいいます。
- 2) 「利用規約」とは、<https://jp.globalsign.com/repository/>から入手可能な、当社サービスの利用約款をいいます。
- 3) 「電子証明書」とは、GSが発行した電子証明書をいい、当社により認証された情報を含みます。
- 4) 「利用者」とは、当社に電子証明書の発行を申請し、当社サービスの利用約款に同意し、当社が電子証明書の発行を承諾した個人または法人をいいます。
- 5) 「SSL マネージドサービス電子証明書」とは、企業認証に関する電子証明書について、企業認証とドメイン認証を事前審査（Pre Vetting）することにより、申請から最大1年間、再審査することなく発行された電子証明書をいいます。

第2条（効力発生）

本規約は、依拠当事者が電子証明書の有効性を検証する時、当社のCRLを利用する時、または、依拠当事者が当社に電子証明書に関する問い合わせをした時に効力を有します。ただし、デモ、無償、またはテストとして発行された電子証明書については本規約の対象外とします。

第3条（電子証明書の情報）

1. 当社は、電子証明書の発行業務の従事者としての責任を十分に認識したうえで、電子証明書に含まれる情報が正確かつ適正であるよう最大限注意を払います。
2. 電子証明書に含まれる情報が変更される場合、利用者は、変更される情報を速やかに当社に通知する義務を負います。当社は、当該通知を受けた場合には、速やかに電子証明書に含まれる情報を変更するまたは電子証明書を失効する等の一定の措置を行います。
3. SSL マネージドサービスに関しては、当該証明書の発行日から最大1年間遡った時点の情報が含まれることとなります。ただし、事前審査（Pre Vetting）を行った後に該当する情報が変更された場合には、再度審査することを利用者に義務つけています。

第4条（品質保証）

当社は、信頼のできるサービスを提供することを目的に、特定のワランティーポリシーを提供して

改定日付：July 18, 2014

Version: PO-RPA-v.1.3

います。当社のワランティーパーリシーは<https://jp.globalsign.com/repository/>から入手可能です。

第5条（利用者の義務）

利用者が当社の電子証明書を利用する場合、当社は、利用者に対して、当社サービスの利用約款およびCPSを遵守することを義務つけています。

第6条（依拠当事者の義務）

依拠当事者は、以下に定める義務を負います。

- 1) 電子証明書の使用目的・方法が適当であるか否かを独自に評価した上で、その適否を決定すること。
- 2) 依拠当事者が依拠することを希望する電子証明書のステータスを確認すること。もし、電子証明書ルートに組み込まれるいずれかの電子証明書が失効している場合、当該電子証明書には依拠しないことに同意します。
- 3) 合理的な目的および方法により電子証明書を依拠すること。
- 4) 依拠当事者が利用者でもある場合は、依拠当事者は関連する当社サービスの利用約款およびCPSに拘束されることに同意すること。

第7条（責任の制限）

1. 依拠当事者は、CRLを自己の責任において利用することに同意します。当社は、これらのサービスに関して如何なる保証も行いません。依拠当事者は、CRLを利用中に、資料またはデータをダウンロードなどの方法により取得する場合、自らの判断でこれを行うことを了解し、同意します。
2. 依拠当事者が当社に問い合わせた結果取得した如何なる助言または情報も、それが口頭であるか書面であるかを問わず、本規約において明示的に定められているものを除き、如何なる保証もなされるものではなく、依拠当事者はそのような助言または情報について、自己の判断により依拠するものとします。
3. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、逸失利益等の間接損害について一切責任を負いません。
4. 如何なる場合においても、当社が負担する責任の上限は、<https://jp.globalsign.com/repository/>から入手可能なワランティーパーリシーに定めるとおりとします。

第8条（免責）

依拠当事者は、以下のいずれかの事由にもとづき、当社または第三者に損害が発生した場合には、かかる損害を被った当社または第三者を免責するとともに、これらの者が被った損害のすべてを賠償するものとします。

- 1) 依拠当事者としての義務の履行を怠った場合
- 2) 依拠当事者による電子証明書の依拠が特定の状況下において合理的でない場合
- 3) 依拠当事者が、依拠しようとする電子証明書につき、有効期間が満了し、または失効されているか否かを決定するために電子証明書のステータスを確認するのを怠った場合

第9条（契約上の地位の処分の禁止等）

依拠当事者は、本規約にもとづく地位について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することができません。

改定日付：July 18, 2014

Version: PO-RPA-v.1.3

第10条 (不可抗力)

地震、洪水、火災、暴風、天変地異、疫病の蔓延、戦争、武力衝突、テロ、ストライキ、ロックアウト、ボイコットにより、本規約に定める義務の履行が停止、中断または遅延した場合、何れの当事者も本規約の不履行とはみなされず、これによる責任を他の当事者に対し負いません。ただし、上記の不可抗力事由により影響を受けた当事者は、1)他の当事者に速やかにその事実を書面で通知し、2)通知された不可抗力事由の影響を緩和するために、その状況において合理的に必要とされる相当な措置をすべて講じなければなりません。

第11条 (優先適用)

第12条を除き、CPSの内容と本規約の内容が異なるときは、CPSの内容が優先するものとします。

第12条 (準拠法および管轄裁判所)

本規約の準拠法は、日本国の法令とします。本規約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条 (紛争の解決のための努力)

本規約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第14条 (本規約の改定)

当社は、実施する日を定めて本規約の内容を改定することがあります。その場合には、改定された本規約の実施の日から、改定された内容に変更されるものとします。

(以下空白)